

勤アリレ爲メ所轄署警戒員ニ以テ解散シ命シタレク其際喧嘩ニ
互ルノ行爲ヲナセン左記八名ヲ檢束取調中ニアリ

左記

芝區片門前所ニ丁目ニ番地李成元方 火内 四郎 (当三十五年)

芝區本芝下町五番地 浪谷方 渡 以 勝 (当三十五年)

宗橋区月島通、四丁目四番地 佐久間定春 (当三十五年)

芝區新堀町三十七番地 柳 哲 晚 (当三十五年)

今所 李 甲 成 (当三十五年)

芝區愛宕下町四丁目二十三番地 森常吉方 趙 燦 栄 (当三十五年)

麹町区飯田町一丁目一八番地 坂永達方 甲 孫 (当三十五年)

芝區愛宕下町二丁目八番地 佐藤方 李 喜 燦 (当三十五年)

石及申(通)報係也

警報第三四五六號

昭和六年七月廿九日

警視總監 高橋守雄

内務大臣安達謙藏殿

社會局長 官殿

市土木局道路課洗滌人夫ノ争議ニ關スル件

(第一報...)

要旨 洗滌人夫全組合員ニ於テ是レ於テ洗滌人夫ノ地位ヲ受ケ合時ニ東京地方自由労働
個人ノ地位ヲ得テ解散及対ノ抗争ヲ爲スニトセリ

東京市土木局道路課所属本所区松井町並芝區洗滌ノ両出張所ノ
人夫等ノ解雇及対ノ噴動運動ヲ漫々ツ、アルノ件ハ既報(土木
局清掃課トシテ)ノ通りナルカ昨廿七日ヨリハ兩所トモ一ノ罷
業ノ決行レ争議ニ接リタルカ其ノ経過左ノ通り

6.8.1 -
2805